

令和4年度版 チーム移籍に関する申し合わせ事項

令和4年3月26日

右京少年野球振興会

部員が所属チームを退団し、他チームに移籍する場合の取り扱いは次の通りとする。

優先順位第1 隣接学区、又は中学校校区のチームとする。

この場合、振興会の承諾を必要とする。

退団後6か月間は振興会主催大会には出場できない。

優先順位第2 優先順位第1チームがどうしても受け入れられない場合は任意のチームとする。

この場合、振興会及び振興会加盟チーム代表者に経緯の説明を行い、承諾・同意を必要とする。

退団後6か月間は振興会主催の大会には出場できない。

いずれの場合も部員は所属チームを退団している為、窓口は受け入れチームになる。

退団する前の移籍交渉は要らぬ憶測を生む為、如何なる場合も禁止する。

退団者が出ないように各チーム運営に最大限努力する。

新規所属部員の入団については特段の事情が無い限り、居住学区チームを第1優先とし、隣接学区・中学校校区を第2優先とする。